(d)　このＴＲＱ―１の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、日本国の農林水産省（以下この節において「ＭＡＦＦ」という。）又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下この節において「ＳＢＳ」という。）方式を用いて運用する。日本国は、このＴＲＱ―１の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

3

(a)　ＴＲＱ―２　混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇、四〇〇
二	一一、一六〇
三	一一、九二〇
四	一二、六八〇
五	一三、四四〇
六	一四、二〇〇
七年目及びその後の各年	一四、二〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・二二、一九〇一二〇・二三、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―２の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

4

(a)　ＴＲＱ―３　主として小麦で作られた調製食料品

(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二、〇〇〇
二	二、二〇〇
三	二、四〇〇
四	二、六〇〇
五	二、八〇〇
六	三、〇〇〇
七年目及びその後の各年	三、〇〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一九〇・二四二、一九〇一九〇・二四七、一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―３の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

5

(a)　ＴＲＱ―４　小麦粉、ペレット、ロールにかけた調製品及び調製食料品

(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	三、七〇〇
二	三、八〇〇
三	三、九〇〇
四	四、〇〇〇
五	四、一〇〇
六	四、二〇〇
七年目及びその後の各年	四、二〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇一〇〇・〇一一、一一〇一〇〇・〇九一、一一〇二九〇・二一〇、一一〇三一一・〇一〇、一一〇三一九・二一〇、一一〇三二〇・一一〇、一一〇三二〇・五一〇、一一〇四一九・一一一、一一〇四一九・一二一、一一〇四二九・一一一、一一〇四二九・一二一、一一〇八一一・〇一〇、一九〇一二〇・一三一、一九〇一二〇・一五一、一九〇一九〇・一五一及び一九〇一九〇・一七一の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　このＴＲＱ―４の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、ＳＢＳ方式を用いて運用する。日本国は、このＴＲＱ―４の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

6

(a)　ＴＲＱ―５　小麦

(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(e)及び(f)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（一キログラムについての額（円））
一	二〇〇	一六・二
二	二一二	一五・三